

令和5年4月より資源ごみの収集日(月1回)に プラスチック製容器包装の分別収集を始めます

令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。この法律ではプラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまでプラスチックに関わる事業者、自治体、消費者の連携によって資源循環に取り組むこととされています。

神戸町では月1回収集しております資源ごみの収集日に従来のプラスチックボトル以外のプラスチック製容器包装(♻️マークがあるもの)も「可燃ごみ」から「資源ごみ」として収集し再資源化を図ります。

詳しくは下記の案内または神戸町ホームページをご覧ください。

町民のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

【参照】

- [プラスチック製容器包装の収集方法変更のご案内](#)
- [神戸町ホームページ](#)

【お問い合わせ先】

神戸町役場 産業環境課

電話：0584-27-0178